

2 不当労働行為の審査

第22表 不当労働行為事件取扱件数

(単位:件、%)

年 区分		平成27	28	29	30	令和元
取 扱 件 数		440	398	399	406	412
	前 年 繰 越	323	301	294	309	317
	新 規 申 立	117	97	105	97	95
終 結 件 数		139 [100.0]	(1) 104 [100.0]	(5) 90 [100.0]	89 [100.0]	99 [100.0]
	取 下 ・ 和 解	114 [82.0]	85 [81.7]	72 [80.0]	77 [86.5]	75 [75.8]
	取 下	19 [13.7]	16 [15.4]	5 [5.6]	10 [11.2]	15 [15.2]
	無 関 与 和 解	11 [7.9]	12 [11.5]	16 [17.8]	10 [11.2]	12 [12.1]
	関 与 和 解	84 [60.4]	57 [54.8]	51 [56.7]	57 [64.0]	48 [48.5]
	命 令 ・ 決 定	25 [18.0]	(1) 19 [18.3]	(5) 18 [20.0]	12 [13.5]	24 [24.2]
	全 部 救 済	6 [4.3]	(1) 3 [2.9]	(4) 12 [13.3]	3 [3.4]	10 [10.1]
	一 部 救 済	10 [7.2]	8 [7.7]	(1) 4 [4.4]	7 [7.9]	10 [10.1]
	棄 却	9 [6.5]	8 [7.7]	2 [2.2]	1 [1.1]	4 [4.0]
	却 下	-	-	-	1 [1.1]	-
	救 済 率	44.0	40.0	80.4	54.2	62.5
終 結 率		31.6	26.1	22.6	21.9	24.0
次 年 繰 越		301	294	309	317	313

注1) 件数欄の()内数字は、一部分離命令で外数。

2) 救済率=(全部救済+一部救済×1/2)/命令・決定×100、一部分離命令を含む。

3) 終結率=終結件数/取扱件数×100

(第22表つづき)

(単位:件、%)

年 区分		2	3	4	5	6	
取 扱 件 数		429	449	441	445	393	
	前 年 繰 越	313	350	358	366	331	
	新 規 申 立	116	99	83	79	62	
終 結 件 数		79 [100.0]	(2) 91 [100.0]	75 [100.0]	114 [100.0]	101 [100.0]	
	取 下 ・ 和 解		56 [70.9]	69 [75.8]	57 [76.0]	95 [83.3]	62 [61.4]
	取 下 無 関 与 和 解 関 与 和 解	10 [12.7]	19 [20.9]	13 [17.3]	14 [12.3]	13 [12.9]	
		22 [27.8]	12 [13.2]	13 [17.3]	16 [14.0]	8 [7.9]	
		24 [30.4]	38 [41.8]	31 [41.3]	65 [57.0]	41 [40.6]	
	命 令 ・ 決 定		23 [29.1]	(2) 22 [24.2]	18 [24.0]	19 [16.7]	39 [38.6]
	全 部 救 済 一 部 救 済 棄 却 却 下 救 済 率	8 [10.1]	9 [9.9]	4 [5.3]	4 [3.5]	4 [4.0]	
		9 [11.4]	5 [5.5]	8 [10.7]	9 [7.9]	6 [5.9]	
		4 [5.1]	(1) 8 [8.8]	5 [6.7]	4 [3.5]	13 [12.9]	
		2 [2.5]	(1) -	1 [1.3]	2 [1.8]	16 [15.8]	
		54.3	47.9	44.4	44.7	17.9	
	終 結 率		18.4	20.3	17.0	25.6	25.7
次 年 繰 越		350	358	366	331	292	

第23表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
東京都	116	99	83	79	62
全国	279	277	227	255	200
比率	41.6	35.7	36.6	31.0	31.0

第24表 申立人別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]	62 [100.0]
個 人	2 [1.7]	1 [1.0]	2 [2.4]	1 [1.3]	0 [0.0]
組 合	89 [76.7]	76 [76.8]	68 [81.9]	61 [77.2]	52 [83.9]
上 部 組 合	-	-	-	-	-
個 人・組 合	1 [0.9]	3 [3.0]	5 [6.0]	-	-
組 合・上部組合	24 [20.7]	18 [18.2]	8 [9.6]	17 [21.5]	10 [16.1]
個 人・上部組合	-	-	-	-	-
個 人・組 合・ 上 部 組 合	-	1 [1.0]	-	-	-

第25表 企業の所在地別件数

(単位:件、%)

年		令和2	3	4	5	6
区分						
総 数		116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]	62 [100.0]
都内	23 区	87 [75.0]	70 [70.7]	58 [69.9]	60 [75.9]	39 [62.9]
	市・町・村	6 [5.2]	6 [6.1]	8 [9.6]	2 [2.5]	6 [9.7]
都 外		23 [19.8]	23 [23.2]	17 [20.5]	17 [21.5]	17 [27.4]

第26表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

年		令和2	3	4	5	6
規模						
総 数		116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]	62 [100.0]
49 人 以 下		26 [22.4]	14 [14.1]	21 [25.3]	19 [24.1]	19 [30.6]
50 ～ 99		11 [9.5]	7 [7.1]	10 [12.0]	8 [10.1]	5 [8.1]
100 ～ 199		12 [10.3]	15 [15.2]	6 [7.2]	6 [7.6]	8 [12.9]
200 ～ 299		5 [4.3]	2 [2.0]	3 [3.6]	5 [6.3]	0 [0.0]
300 ～ 499		6 [5.2]	3 [3.0]	4 [4.8]	1 [1.3]	6 [9.7]
500 ～ 999		4 [3.4]	7 [7.1]	4 [4.8]	2 [2.5]	1 [1.6]
1,000 人 以 上		33 [28.4]	25 [25.2]	20 [24.1]	19 [24.1]	8 [12.9]
不 詳		19 [16.4]	26 [26.3]	15 [18.1]	19 [24.1]	15 [24.2]

第27表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	114 [100.0]	98 [100.0]	82 [100.0]	78 [100.0]	62 [100.0]
有	25 [21.9]	23 [23.5]	17 [20.7]	14 [17.9]	11 [17.7]
無 (不明を含む)	89 [78.1]	75 [76.5]	65 [79.3]	64 [82.1]	51 [82.3]

注) 個人申立てを含まない。

第28表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	114 [100.0]	98 [100.0]	82 [100.0]	78 [100.0]	62 [100.0]
有	85 [74.6]	78 [79.6]	58 [70.7]	59 [75.6]	44 [71.0]
無	29 [25.4]	20 [20.4]	24 [29.3]	19 [24.4]	18 [29.0]

注) 個人申立てを含まない。

第29表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

年 区分		令和2	3	4	5	6
総 数		85 [100.0]	78 [100.0]	58 [100.0]	59 [100.0]	44 [100.0]
連 合		54 [63.5]	50 [64.1]	35 [60.3]	29 [49.2]	23 [52.3]
	J A M	5	12	2	1	-
	J E C 連 合	-	-	-	-	-
	U A ゼ ン セ ン	-	1	1	-	-
	政 労 連	-	-	1	-	-
	全 水 道	2	-	-	-	-
	情 報 労 連	1	2	-	1	-
	連 合 ユ ニ オ ン	9	8	6	3	5
	全 国 ユ ニ オ ン	36	25	23	22	18
	そ の 他	1	2	2	2	-
全 労 連		22 [25.9]	13 [16.7]	10 [17.2]	18 [30.5]	11 [25.0]
	日 本 医 労 連	2	1	1	-	-
	建 交 労	1	1	1	1	-
	全 国 一 般	6	6	2	5	3
	全 印 総 連	-	-	-	-	-
	私 教 連	1	-	-	1	-
	J M I T U	4	-	2	3	2
	自 交 総 連	2	-	-	-	-
	全 労 連 自 治 労 連	4	2	-	-	-
	そ の 他	2	3	4	8	6
上 記 以 外		9 [10.6]	15 [19.2]	13 [22.4]	12 [20.3]	10 [22.7]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	3	4	3	1	1
	国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	4	3	5	6	5
	出 版 労 連	-	1	1	2	2
	航 空 連	-	2	-	-	-
	全 損 保 連	-	-	-	-	-
	外 銀 連	-	-	-	-	-
	電 算 労	-	-	-	-	-
	そ の 他	2	5	4	3	2

第30表 労働組合法第7条該当号別件数

(単位:件)

区分 \ 年		件 数				
		令和2	3	4	5	6
申 立 件 数		116	99	83	79	62
大 分 類	1 号 関 係	45	35	31	21	28
	2 号 関 係	82	76	67	68	52
	3 号 関 係	62	53	32	43	39
	4 号 関 係	2	2	2	4	2
内 訳	1 号	7	4	1	1	0
	2 号	41	38	38	30	17
	3 号	8	7	5	4	2
	4 号	－	－	1	1	－
	1 ・ 2 号	6	4	10	3	5
	1 ・ 3 号	18	10	9	4	7
	1 ・ 4 号	－	－	－	－	1
	2 ・ 3 号	22	19	8	21	15
	2 ・ 4 号	－	－	－	－	－
	3 ・ 4 号	－	－	－	－	－
	1 ・ 2 ・ 3 号	12	15	10	11	14
	1 ・ 2 ・ 4 号	－	－	1	－	－
	1 ・ 3 ・ 4 号	1	2	－	－	－
	2 ・ 3 ・ 4 号	－	－	－	1	－
	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 号	1	－	－	2	1

注1) 大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(第30表つづき)

(単位:%)

区分 \ 年		構 成 比				
		令和2	3	4	5	6
申 立 件 数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大 分 類	1 号 関 係	38.8	35.4	37.3	26.6	45.2
	2 号 関 係	70.7	76.8	80.7	86.1	83.9
	3 号 関 係	53.4	53.5	38.6	54.4	62.9
	4 号 関 係	1.7	2.0	2.4	5.1	3.2
内 訳	1 号	6.0	4.0	1.2	1.3	0.0
	2 号	35.3	38.4	45.8	38.0	27.4
	3 号	6.9	7.1	6.0	5.1	3.2
	4 号	-	-	1.2	1.3	-
	1 ・ 2 号	5.2	4.0	12.0	3.8	8.1
	1 ・ 3 号	15.5	10.1	10.8	5.1	11.3
	1 ・ 4 号	-	-	-	-	1.6
	2 ・ 3 号	19.0	19.2	9.6	26.6	24.2
	2 ・ 4 号	-	-	-	-	-
	3 ・ 4 号	-	-	-	-	-
	1 ・ 2 ・ 3 号	10.3	15.2	12.0	13.9	22.6
	1 ・ 2 ・ 4 号	-	-	1.2	-	-
	1 ・ 3 ・ 4 号	0.9	2.0	-	-	-
	2 ・ 3 ・ 4 号	-	-	-	1.3	-
	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 号	0.9	-	-	2.5	1.6

注2) 大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表 産業別件数

(単位:件)

産業 年	件 数				
	令和2	3	4	5	6
総 数	116	99	83	79	62
A・B・C 農・林・漁・鉱	-	-	1	-	1
D 建設業	2	5	7	1	3
E 製造業	9	10	11	7	3
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	7	1	1	-	-
G 情報通信業	13	6	6	6	8
H 運輸・郵便業	20	14	6	14	9
I 卸売・小売業	9	12	9	7	1
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業	3	5	3	3	2
L 学術研究・専門 サービス業	3	2	4	7	1
M 宿泊業・飲食 サービス業	5	9	3	3	1
N 生活関連サービ ス業・娯楽業	2	4	1	4	4
O 教育・学習支援業	11	10	11	10	9
P 医療・福祉	16	13	9	2	9
Q 複合サービス事業	2	-	-	2	-
R サービス業	12	7	11	11	10
S 公務	2	-	-	1	1
T 分類不能	-	1	-	1	-

(第31表つづき)

(単位:%)

年 産業	構成比				
	令和2	3	4	5	6
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱	-	-	1.2	-	1.6
D 建設業	1.7	5.1	8.4	1.3	4.8
E 製造業	7.8	10.1	13.3	8.9	4.8
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	6.0	1.0	1.2	-	-
G 情報通信業	11.2	6.1	7.2	7.6	12.9
H 運輸・郵便業	17.2	14.1	7.2	17.7	14.5
I 卸売・小売業	7.8	12.1	10.8	8.9	1.6
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業	2.6	5.1	3.6	3.8	3.2
L 学術研究・専門 サービス業	2.6	2.0	4.8	8.9	1.6
M 宿泊業・飲食 サービス業	4.3	9.1	3.6	3.8	1.6
N 生活関連サービス 業・娯楽業	1.7	4.0	1.2	5.1	6.5
O 教育・学習支援業	9.5	10.1	13.3	12.7	14.5
P 医療・福祉	13.8	13.1	10.8	2.5	14.5
Q 複合サービス事業	1.7	-	-	2.5	-
R サービス業	10.3	7.1	13.3	13.9	16.1
S 公務	1.7	-	-	1.3	1.6
T 分類不能	-	1.0	-	1.3	-

第32-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳 \ 年	令和2	3	4	5	6
	9	8	10	7	3
製造業総数					
E09・10 食料品・飲料	-	-	-	1	-
E11 繊維	-	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	-
E15 印刷	1	1	-	-	-
E16・17 化学工業・石油・石炭	3	2	3	-	-
E18 プラスチック製品	-	-	2	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	1	-	-	-	1
E21 窯業・土石製品	-	1	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	3	-	1	-
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	-	-	-	-
E27 業務用機械器具	1	1	1	2	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	-	1	-	-
E29 電気機械器具	1	-	1	1	-
E30 情報通信機械器具	1	-	1	-	1
E31 輸送用機械器具	-	-	1	-	-
E32 その他	-	-	-	2	-

第32-2表 サービス業内訳

(単位:件)

年 内訳	令和2	3	4	5	6
サ ー ビ ス 業 総 数 注	22	22	19	25	16
L71 学術・開発研究機関	-	1	1	2	1
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	2	-	1	3	-
L73 広告業	1	-	-	1	-
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	-	1	2	1	-
M75 宿泊業	1	1	-	-	-
M76 飲食店	4	7	3	3	1
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	-	1	-	-	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業	-	1	-	2	1
N79 その他の生活関連 サービス業	1	2	-	-	-
N80 娯楽業	1	1	1	2	3
R88 廃棄物処理業	-	1	1	1	-
R89・90 自動車整備業・機械 等修理業	-	-	-	1	4
R91 職業紹介・労働者派遣業	5	3	5	4	3
R92 その他の事業サービス業	4	2	2	2	1
R93 政治・経済・文化団体	1	-	-	3	2
R94 宗教	-	-	-	-	-
R95 その他のサービス業	2	-	3	-	-
R96 外国公務	-	1	-	-	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表 審査等実施回数

(単位:回)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	732	957	961	914	824
調 査	507	694	695	639	537
審 問	36	61	37	46	46
和 解	2	8	1	2	2
そ の 他	187	194	228	227	239

注)「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表 終結事件・審査状況

(単位:件、回、人、日)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
終 結 件 数	79	91	75	114	101
平均 調査回数	5.5	5.9	7.4	6.7	7.5
平均 審問回数	0.5	0.4	0.5	0.4	0.6
平均 証人数	0.9	0.7	0.7	0.5	1.1
平均 所要日数	492.0	496.7	642.0	684.3	2,155.5
うち、命令事件	23	22	18	19	39
平均 調査回数	9.6	9.6	11.7	11.1	6.3
平均 審問回数	1.7	1.5	2.0	1.7	0.8
平均 証人数	2.8	2.3	2.6	2.5	1.2
平均 所要日数	866.3	894.5	1,053.4	959.4	4,209.3

注)一部分離命令は含まない。

第35表 終結事件・調査、審問回数別件数

(単位:件、回)

年 区分	令和2		3		4		5		6	
	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問
終結件数	79		91		75		114		101	
1 回	10	1	3	3	5	5	11	4	4	9
2 回	10	11	8	12	5	8	7	13	5	12
3 回	4	5	9	4	6	3	7	4	9	5
4 回	5	-	8	-	10	1	12	-	5	-
5 回	8	1	10	-	2	1	4	-	9	-
6 回	5	-	11	-	5	-	6	-	3	-
7 回	4	-	8	-	7	-	8	-	5	-
8 回	3	-	3	-	9	-	9	-	7	-
9 回	3	-	6	-	4	-	4	-	4	-
10回以上	17	-	16	-	18	-	27	-	31	-
0 回	10	61	9	72	4	57	19	93	19	75
総回数	437	43	538	39	556	39	698	42	756	48

注)一部分離命令は含まない。

第36表 終結事件・証人数別件数

(単位:件、人)

区分	年	令和2	3	4	5	6
		79	91	75	114	101
終 結 件 数						
1 ～ 5 人		16	14	12	17	25
6 ～ 10 人		2	4	3	2	1
11 ～ 15 人		－	－	－	－	－
16 ～ 20 人		－	－	－	－	－
21 人 以 上		－	－	－	－	－
証 人 な し		61	73	60	95	75
証 人 総 数		72	68	53	62	81

注) 一部分離命令は含まない。

第37－1表 終結区分別平均所要日数

(単位:日)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 平 均 日 数	492.0	496.7	642.0	684.3	2,155.5
全 部 救 済	631.3	845.2	927.5	1,103.3	1,069.3
一 部 救 済	1,001.3	815.8	1,059.5	1,058.4	1,091.8
棄 却	1,048.0	999.0	1,221.0	953.5	926.2
却 下	835.0	-	670.0	237.5	8,830.9
関 与 和 解	311.0	397.1	555.1	726.5	645.8
無 関 与 和 解	342.6	315.5	405.5	392.9	978.6
そ の 他 取 下	394.5	349.7	516.3	447.6	1,479.3

注)一部分離命令は含まない。

第37－2表 終結区分別平均所要日数(民間のみ)

(単位:日)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 平 均 日 数	492.0	r496.7	642.0	684.3	2,155.5
うち 民 間	494.2	485.3	641.7	684.3	796.1
全 部 救 済	631.3	845.2	927.5	1,103.3	1,069.3
一 部 救 済	1,001.3	815.8	1,059.5	1,058.4	1,091.8
棄 却	1,048.0	945.4	1,221.0	953.5	926.2
却 下	310.6	-	-	237.5	1,767.0
関 与 和 解	342.6	390.7	555.1	726.5	658.8
無 関 与 和 解	394.5	315.5	405.5	392.9	978.6
取 下	835.0	349.7	516.3	447.6	660.4
終 結 事 件 総 数	r79	r91	75	114	101
終 結 事 件 数 (民 間 関 係)	r78	r89	74	114	83

注)一部分離命令は含まない。

第37－3表 終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

区分 \ 年		令和2	3	4	5	6
総 平 均 日 数		492.0	r496.7	642.0	684.3	2,155.5
	うち、長期以外	474.3	496.7	624.3	549.1	680.6
	全 部 救 済	631.3	845.2	927.5	726.0	1,069.3
	一 部 救 済	892.0	815.8	1,059.5	r1058.4	1,091.8
	棄 却	1,048.0	999.0	1,221.0	953.5	926.2
	却 下	311.0	-	670.0	237.5	1,767.0
	関 与 和 解	342.6	397.1	508.5	512.0	501.8
	無 関 与 和 解	394.5	315.5	405.5	392.9	496.3
	取 下	835.0	349.7	516.3	447.6	660.4
終 結 事 件 総 数		79	r91	75	114	101
終 結 事 件 数 (長 期 以 外)		78	91	74	107	80

注1)一部分離命令は含まない。

2)「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したもの。

第38表 審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

(単位:件)

年 区分		令和2	3	4	5	6
措置申立件数		17	22	15	15	14
勧告等措置件数		7	12	8	12	4
	規則40条による勧告	-	1	-	-	-
	その他の措置	7	11	8	12	4
	文書	5	4	4	6	2
	口頭	2	7	4	6	2

注1) 1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。

2) 勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。

3) 措置件数及びその内訳は、令和7年1月末現在のものである。